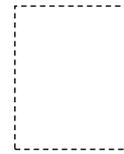


# 公有財産修繕契約書



発注者 鹿児島県垂水市長 尾 脇 雅 弥

受注者

公有財産の修繕について、発注者、受注者間に次の各項により契約を締結する。

## (契約の内容)

第1条 契約する公有財産修繕名、仕様、契約金額、履行期限及び場所等は、次のとおりとする。

- 修繕名
- 仕様
- 数量 一式
- 契約金額 一金 円（うち消費税 円）
- 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 履行場所
- 契約保証金 免除（垂水市契約規則第33条第 号による）

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

## (臨機の措置)

第3条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 発注者は、災害防止その他必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない

と認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第4条 修繕の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、修繕の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が損害賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他修繕の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協議してその処理解決に当たるものとする。

(修繕完了の通知)

第5条 受注者は、物品の修繕を終了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない

(検査)

第6条 発注者は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から14日以内に検査を行うものとする。

2 発注者は、前条の規定による検査の結果、契約の内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当なものがあるときは、受注者に対して修補を求めることができる。ただし、この場合において、前項の時期は発注者が受注者から修補完了の通知を受けた日から14日以内とする。

(契約代金の支払い)

第7条 発注者は、前条の検査を完了したのち、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

(発注者の任意解除権)

第8条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限以内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、若しくは当該法人の支店の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）

が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

カ 権利義務の譲渡等の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を権利義務の譲渡等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 11 条 第 9 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第 12 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 9 条又は第 10 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議し決める。

（受注者の催告による解除権）

第 13 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 14 条 受注者は、契約の内容の変更により契約額が 3 分の 2 以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 15 条 第 13 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間までに業務を完了することができないとき。
- (2) この目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 9 条又は第 10 条の規定により、修繕完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、発注者の指定する日時までに、支払わなければならない。

- (1) 第 9 条又は第 10 条の規定により、修繕完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 目的物の修繕完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、契約金額に対して、遅延日数に応じ年 \_\_\_\_\_%の割合で計算した額を請求するものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受注者は、第7条の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、発注者に対して遅延日数に応じ、年\_\_\_\_\_%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第18条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する日時までに払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年\_\_\_\_\_%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数について年\_\_\_\_\_%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、契約期間中及び契約期間終了後又は解除後も業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約に関する解決等)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書を2通作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 鹿児島県垂水市上町114番地  
垂水市長 尾脇雅弥

受注者